

## フランスのコロナ対策の状況

【編集委員会からの質問回答 その2】2021年1月25日

広岡 裕児\*

**Q1**：外出禁止や営業時間制限等の規定はどのようになっているのでしょうか。日本ではロックダウン的な個人の行動に制約をかけることはかなり難しく、要請とせざるを得ないですが、貴国ではどのようになっているのでしょうか。

**A1**：フランスでは1789年の人権宣言の精神にのっとり、例外的重大危機のとき時限立法によって緊急事態を制定し、行政命令で外出禁止等の自由の制限ができる。ただし、措置はリスクに比例し状況に適したものでなければならず、異議申し立てに対して国务院（行政裁判の最高審）が判断する。

3月17日の外出禁止とそれに先立つ飲食店の営業停止は、基本的には公衆衛生法典第L3131-1条の疫病など重大な衛生的危機のとき担当大臣は省令で住民の健康を守る措置をとれるという規定のもとで、政令によって実行された。3月23日の衛生緊急事態法や後日国会承認するオールドナンス（委任立法）で公衆衛生法典はじめ関係法典の条項が衛生緊急事態に適した形に改正整備された。

外出禁止や営業時間制限と補償はリンクしていない。自由の制限は国民の生存の確保と日本式に言えば公共の福祉によるもので、公共による財産権の使用の問題ではないからである。経済支援の根拠は、国民の生命・生活と社会経済の維持および連帯である。

**Q2**：外出禁止や営業時間制限等に反した場合にどのような事態が生ずるのでしょうか。アメリカでは警察が一般市民を棍棒で叩く等の行為が報じられていますが、貴国ではいかがでしょうか。刑事罰や科料等があり得るのでしょうか。

**A2**：ロックダウンや夜間外出禁止時間中の外出には規定の用紙に自署した特例外出証明書証明書（通勤の場合は雇用者の証明も必要）を携帯する。不携帯および外出理由が許可項目に該当しない場合は135ユーロの罰金刑。累犯は1,500ユーロまで増額、さらに悪質な場合は現行犯逮捕の上禁固6ヶ月罰金と3,750€の刑に処される。3月17日から5月11日の第1回ロックダウンでは110万件的違反があった。

商店の営業違反に対しては違反報告の後、地方長官による行政命令で罰金と1年以内の営業停止処分（全日営業できないロックダウン時の違反は解除後から実施）が宣告される。即時営業停止命令が出される場合もある。違反摘発された時に店内にいた客には135€の罰金が課される。

外出禁止令や夜間外出禁止令の期間外でも予防対策衛生基準を守らない商店には、注意の後、改善がなければ罰金さらには営業停止となる。

これらの検査はいずれも警察や市町村職員がおこなう。異議申し立ては商店の営業については衛生等に関する通常の行政命令手続き、外出制限については交通違反等と同様の手続きで行われる。とくに外出制限違反について個別の事案への異議は頻繁にあるようだが、この制度全般についての疑問は呈されていない。

\* 在パリジャーナリスト、公益財団法人都市化研究公室 特別研究員

【参考】フランスにおける外出制限

2020年

- 3月15日 生活に必須でない場所の営業停止
- 3月17日 外出制限（ロックダウン）
- 5月11日 仏領ギアナを除いて解除。移動制限は100 km以下まで広がる。パリ・イルドフランスを含む北東4州では飲食店や映画館劇場公共施設営業停止継続
- 6月2日 パリ・イルドフランスと仏領ギアナ、マイヨットをのぞいて、営業停止終了
- 6月15日 仏領ギアナ、マイヨットをのぞいて全面解除
- 9月15日 マルセイユ・エクス大都市圏で20時以降酒種販売禁止
- 9月26日 マルセイユ・エクス大都市圏では飲食店営業停止、その他11都市圏でカフェ22時閉店
- 10月14日 8大都市圏に21時～6時の夜間外出禁止、その後適宜地域拡大
- 10月30日 第2回ロックダウン（外出制限と生活に必須の商店以外の閉店）
- 11月28日 商店再開、飲食店や映画館劇場公共施設は営業停止継続、外出許可時間を3時間まで距離30 kmまでに拡大（ロックダウン第1次解除）
- 12月15日 外出、移動制限（ロックダウン）終了。代わりに20時～6時夜間外出禁止

2021年

- 1月2日 東部15県夜間外出禁止を18時～6時に変更
- 1月10日 夜間外出禁止にの18時～6時への変更に東部8県追加
- 1月16日 全国で夜間外出禁止を18時～6時に変更